

外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書

現在、我が国では、外国資本により、水源に関わる森林や離島をはじめ、安全保障にも関係する土地などの買収が自由に行われております。

これは、国民生活を守る上でも、自治体の行政上にも不都合や支障を生じかねません。

多くの国では、国民生活を守る観点から、外国資本による土地買収には、届け出や許可などを必要とする法律が制定されています。

我が国は、大正14年に制定された『外国人土地法』がありますが、形骸化しています。

よって、本議会は、政府、国会、法務省、外務省に対し、外国資本による土地買収を制限する法整備を早急に行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

徳島県那賀町議会議長 大澤 夫左二

提出先

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様
内閣総理大臣	野田佳彦	様
法務大臣	滝 実	様
外務大臣	玄葉光一郎	様
国土交通大臣	羽田 雄一郎	様